

グループ役員行動規範

(総則)

第1条 当社及び当社グループの役員は、当社及び当社グループの設立目的や関係法令等を十分理解のうえ、中立・透明・公平な業務遂行の確保に常に留意し、それぞれの分野における専門家として期待される自らの役割を認識し、当社及び当社グループの社会的信頼の確保、維持、高揚に精励努力しなければならない。また自らも法令及び本行動規範の定めを遵守し、高い倫理観と社会的な良識をもって行動するものとする。

(役員の変義)

第2条 本行動規範における役員とは、当社及び当社グループの取締役及び監査役をいう。

(基本的義務)

第3条 役員は、当社及び当社グループでの業務執行に際して法令及び当社及び当社グループが定める定款及び諸規定を遵守し、中立性を保つ義務を負う。

(守秘義務)

第4条 役員は、当社及び当社グループの業務執行上知り得た機密情報及び個人情報を漏洩し、又は自己の利益の目的のために利用してはならない。役員退任後においても同様とする。

(知的財産権の保護)

第5条 役員は、特許権や著作権等の知的財産権を尊重し、外部情報の入手、利用に際しては適切な手段でこれを行う。

- 2 役員は、当社及び当社グループの業務上創造された知的財産権に関しては、その権利を的確に保護しなければならない。

(中立性確保義務)

第7条 役員は、特定の法人に対して優先的な取り扱い又は利益を与えてはならない。

- 2 役員は、当社及び当社グループでの業務執行上、特定の利害関係者を代表した行動をとってはならず、また、特定の利害関係者に対する不当な差別的取扱いをしてはならない。

(株式等の取引に関する制限)

第8条 役員は、投資判断に著しい影響を及ぼす当社の重要事項を知ったときは、その事実

が公表されるまで、当社及び当社グループの株式等の売買を行ってはならない。

- 2 役員は、投資判断に著しい影響を及ぼす取引先等の重要事項を知ったときは、その事実が公表されるまで、当該会社の株式等の売買を行ってはならない。

(関係者との接触に際しての禁止事項)

第9条 役員は、関係者等との間で、社会通念上の限度を超える利益や便宜の供与を受けてはならない。関係者等とは、当社及び当社グループでの業務執行上、直接利害関係のある者、発注先、委託先、その他法人・個人をいう。

(違反に対する処分)

第10条 役員に本行動規範に違反する行為があったと認められる場合においては、監査役については社長が、取締役については監査役が委嘱した委員長・委員により構成される懲罰調査に係る委員会を設置して、本人からの事情聴取を行うなどの実状調査を行い、その結果を社長に報告する。ただし、取締役が対象の場合は、その結果を監査役に報告する。

- 2 前項の調査の結果、違反の事実が明らかとなった場合には、当該役員に対し必要な措置を講ずるものとする。

附則

- 1 この規程の改廃は、取締役会の決議によるものとする。
- 2 この規程は、平成15年11月1日から実施する。
- 3 この規程は、平成22年9月16日から一部変更して施行する。
- 4 この規程は、平成27年9月14日から一部変更して施行する。